

各部長  
教育長 様  
各行政委員会の事務局長

経営企画部長

平成 2 6 年度予算編成方針について（依命通達）

1 国等の情勢

国の『平成 2 6 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』によると、平成 2 6 年度予算は、『中期財政計画』（いずれも平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、「平成 2 5 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」という方針のもと、『中期財政計画』の基本的な取組のなかで、「地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度において、平成 2 5 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」ことなどが示され、国の平成 2 6 年度予算編成が行われています。

また、内閣府公表の月例経済報告（平成 25 年 9 月 13 日）では、期待とリスクが含まれている内容があるものの「景気は、緩やかに回復しつつある。」とあり、千葉県月例経済報告（平成 25 年 8 月 22 日）においても、「県内の経済情勢は、厳しい状況が続いているものの、一部に回復の動きもみられる。有効求人倍率が 2 カ月連続して改善すると共に、住宅着工件数が 2 カ月連続して前年同月を上回った他、公共工事請負額が 3 カ月連続して前年同月を上回るなど、改善する経済指標がみられ、今後の動きを注視していく必要がある。」と分析していますが、その効果が即市税等の歳入増に繋がるのか判断も難しいところです。

2 本市の財政状況

平成 2 4 年度普通会計決算では、自主財源である市税が平成 2 0 年度以来 4 期ぶりに前年度比 0.4%、29,471,877 円と微増しているものの、景気回復などを背景としたプラスの要因ではなく、扶養控除等の税制改正によるもので、依然として自主財源比率は伸び悩んでいる状況にあります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による、財政健全化判断比率及び資金

不足比率の5指標では、いずれの数値も問題なく推移していますが、経常収支比率においては、自主財源が微増した一方、義務的経費である扶助費、公債費等の支出が増加したことにより、前年度比0.8%増の93.5%となり、財政の硬直化が進行しています。

### 3 予算編成の方針

本市のこのような財政状況を踏まえ、「みんなが主役のまちづくり」に向け、市民参加と市民協働の機会拡充を図りつつ、今後とも各種財政需要に的確に対応していくためには、経常的経費の更なる精査と、市税を始めとする自主財源の確保に努め、限られた財源をより効果的な事業に重点的に配分することにより、計画的・効率的な財政運営を行う必要があります。

平成26年度予算は、現在策定作業中ではあるが、『四街道市総合計画前期基本計画（平成26年度～平成30年度）』に掲げた事業に重点的に取り組むとともに『第7次行財政改革推進計画（平成26年度～平成30年度）』に沿って行財政改革の一層の推進を図り、市税徴収率の更なる向上を図るなど幅広く可能な財源確保に努め、行政評価システムを活用し、事業の精査を行う中で経常経費の縮減を図るものとします。

なお、市政の透明性の向上と開かれた予算編成とするため、スケジュールや要求額など予算編成過程の一部を市ホームページにおいて公表します。

以上を平成26年度予算編成方針としますので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達します。

## 記

### 1 基本的事項

- (1) 本市の厳しい財政状況を全職員が認識し、持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革及び事務事業の検証・評価・見直しを徹底し経常経費の削減を図るとともに、幅広く財源確保に努めること。
- (2) 国の予算や地方財政対策の動きを注視し、その動向把握を迅速かつ的確に行い、適切な対応に努めること。
- (3) 市単独事業として実施している事業は、市民ニーズを的確に把握するとともにその必要性・経済性を検証し、類似する制度・事業（特に国・県補助金に該当する事業）がある場合や必要性及び事業効果の低い事業は統廃合、縮小するなどスリム化すること。

### 2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、納税者の利便性の向上、納税相談の充実、その他の収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。

また、税負担の公平性を確保するため、滞納整理の取組を強化し、滞納繰越額の縮減を図ること。

市税以外の各種徴収金についても、各種制度の適正・公平な運営に資するため、特に現年度徴収に努めるとともに、滞納等の縮減に向けた取組を充実強化すること。

- (2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の確保と受益者負担の適正化の観点から、関係法令、他市の状況等を勘案し、コストと比較して受益者の負担が著しく少ないものは、見直しを図ること。
- (3) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を把握し、市の事業として補助金等活用できる特定財源の確保に努めること。
- (4) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理経費の削減を図ること。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 扶助費等については、受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。また、市の単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じた制度改正を積極的に検討すること。
- (2) 施設の維持管理に係る委託料については、行政サービスの低下を来たさないよう留意しつつ、内容、仕様を見直し、その縮減を図ること。また、調査、計画作成等の業務委託については、高度に技術的、専門的な業務、又は、委託することにより時間外勤務手当の削減など、業務全体に係る経費削減に繋がるものに限ること。
- (3) イベント事業等については、実施時期、実施期間、実施内容等を精査し、簡素で効率的な運営に努め、事業費を極力抑制すること。
- (4) 補助金については、「補助金交付に関する基準」に基づき、公益性、事業効果等を再検証した上で要求すること。

### 4 その他

- (1) 各種契約の方法は、競争入札によることを基本とし、随意契約とする場合は、随意契約事由の厳格な適用に努めること。また、従前、随意契約を行っている事業について、引き続き随意契約を予定する場合においても、必ず契約内容、仕様・設計内容等の見直しを行い、予算要求に反映させること。
- (2) 特別会計についても以上の方針と同一の基調に立って予算編成を行うものとする。なお、特別会計制度の本旨に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。